

令和8年度加害個体捕獲技術の実証・普及業務 企画提案書作成要領

この「令和8年度加害個体捕獲技術の実証・普及業務 企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）は、広島県が実施する「令和8年度加害個体捕獲技術の実証・普及業務」（以下「本業務」という。）に関し、プロポーザルに参加しようとする者（以下「プロポーザル参加者」という。）の企画提案書の作成に当たって、必要な事項を定めるものである。

プロポーザル参加者は、「令和8年度加害個体捕獲技術の実証・普及業務公募型プロポーザル説明書」を確認の上、作成要領により、必要な書類を提出するものとする。

1 企画提案時の提出書類

企画提案書及び見積書【様式9】 8部（正本1部、副本7部、電子媒体（PDF形式）1部）

2 作成要領

(1) 一般的事項

- ア 用紙は、原則A4判両面使用とし、横置き横書き（上綴じ）とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。
- イ 表紙（任意様式。ただし、右上に参加資格確認通知の際にあわせて通知する提案要請記号（アルファベット）を記入すること。）、目次、企画提案書、業務委託見積書によること。
- ウ ページ番号は表紙と目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- エ 審査の公正を期すため、副本には、会社名、住所、ロゴマークなど、参加者を特定できる表示は記載しないこと。会社名を記載する場合は「当社」と記載すること。
- オ 提案は1者につき1提案とし、提出後の変更・加筆は一切認めないこと。
- カ いずれの提案についても実現可能な提案であること。
- キ 採用された提案の著作権は広島県に帰属する。

(2) 企画提案書

業務委託仕様書を参照の上、次の事項について記載した企画提案書を作成すること。

なお、それぞれの提案内容について、実施効果が見込めると判断できるエビデンスも可能な限り、合わせて示すこと。

1 目指す姿	(1) 「有害鳥獣捕獲ガイドライン（令和8年3月）」を踏まえ、本業務の目的である、ICT機器を活用して、省力的かつ効果的に、農作物を加害するイノシシやシカを捕獲する技術（以下「加害個体捕獲技術」という。）の確立及び普及に向けて、実現可能性の高い実施手順とともにこの一連の取組の目指す姿が明確に設定されており、その考え方は妥当か。
2 加害個体捕獲技術の実証内容の革新性	(1) 加害個体の確実な捕獲を行うための有害捕獲の課題を整理した上で、実証する内容が、新しく開発する技術のほか、既存のICT技術と新しいアイデアを組み合わせた技術や新たな仕組みなど新しい発想でその課題を解決しようとするものとなっているか。 (2) 評価は仕様書の2（1）①から④の取組ごとに行う。
3 加害個体捕獲技術の実証内容の確実性	(1) 実施体制 業務の確実な遂行が見込まれる実施体制となっているか。 (2) 提案者の実績・強み 提案者のこれまでの類似業務の適正な実績又は優位性が認められ、技術確立及び実装が期待できるか。 (3) 機動性 モデル地区の近隣（車で1時間程度）に常駐する事務所がある又は、サテライトオフィスなどを設置する意思も含め、天候などの変化や、不測の事態への対策が具体的に記述されているか。 (4) 実証する技術の検証方法 実証に用いる機材と機種、検証に必要なデータの種類とその収集・分析方法は、具体的で、技術を検証するために妥当な内容となっているか。 (5) 実施スケジュール 各業務の開始から終了に至るまでの年間スケジュール概要の内容から、適切な業務実施が見込まれるか。 また、2年以内で実証から技術確立・実装が見込まれる計画性があるか。
4 加害個体捕獲技術の実証内容の普及性	(1) 実施手順書のコンセプト 実証技術を有害捕獲に技術移転するためのツールとしての実施手順書の定義や目的が整理されているか。 (2) 実施手順書の構成 実施手順書の構成が、コンセプトに即したものとなっているか。 (3) 普及方法 実証技術を普及する方法は計画的で実効性が認められるものか。
5 本業務の目的に応じたその他の提案	(1) 各事業の成果を押し上げるために効果的な独自提案がされているか。

(3) 業務委託見積書

- ア 広島県知事宛とすること。
- イ 本業務に係る所要経費を全て見積もること。また、見積の根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。金額は、消費税及び地方消費税（10%）を含めた金額を記入すること。
- ウ 本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした見積書を提出することとし、「一式」という表現による記載は行わないこと。